

2026年1月19日

各位

株式会社北洋銀行

旭運輸株式会社様と 「サステナブル経営支援ローン」の契約を締結しました

北洋銀行(取締役頭取 津山 博恒)は、旭運輸株式会社様(北海道札幌市、代表取締役社長 武田 祐幸様)に対し、「サステナブル経営支援ローン」(以下、本ローン)を実行しました。

本ローンは、北洋銀行が提供するSDGsコンサルティングや、お客さまとの対話を通じて設定された重要課題のうち、環境・社会・経済に好影響を与えるもの、もしくは悪影響を抑制し得るものを「サステナビリティ目標」と定義し、その有意義性について第三者からセカンドオピニオン※を取得する融資商品です。

旭運輸株式会社様では、重要課題を「安心して働ける職場環境の実現」と特定し、持続可能な社会の実現と自社の企業価値向上の両立に取り組んでいます。

当行は、今後もほうようサステナブルファイナンス等を通じて環境・社会課題の解決を図るお客さまやプロジェクトを積極的に支援し、脱炭素社会の実現やSDGsの達成に貢献してまいります。

※株式会社北海道共創パートナーズによるセカンドオピニオンは別紙をご参照ください。

記

【旭運輸株式会社様の概要】

所在地	北海道札幌市北区新川5条20丁目2番20号
代表者	武田 祐幸様
設立	1967年6月
事業内容	医薬品物流事業

【契約記念の様子】



右:旭運輸株式会社

代表取締役社長 武田 祐幸様

左:北洋銀行

西町支店長兼西野二股支店長兼発寒支店長 藤田 菜穂子

以上

《北洋銀行グループ サステナビリティ方針》

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

North Pacific Bank



旭運輸株式会社

評価日：2026年1月9日

ほくようサステナブルローン サステナブル経営支援ローン

株式会社北海道共創パートナーズ
コンサルティング事業部

本セカンドオピニオンは、旭運輸株式会社（以下、「旭運輸」または「当社」という）が北洋銀行の融資商品「サステナブル経営支援ローン（以下、本ローン）」を利用するにあたり、株式会社北海道共創パートナーズ（以下、「HKP」）が第三者の立場から発行するものである。

本ローンは、お客様のSDGs経営とサステナビリティ目標に対し、第三者からの評価を取得し、融資実行後においても北洋銀行との継続的な対話等を通じ、企業の持続性の向上を支援する商品である。

1. 企業概要

（1）企業概要

旭運輸は北海道札幌市に本社を置く企業であり、医薬品物流を主力事業としている。

企 業 名	旭運輸株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 武田 祐幸
事 業 拠 点	<p>【本社】 北海道札幌市北区新川5条20丁目2番20号</p> <p>【滝川営業所】 北海道滝川市本町1丁目5番13号</p> <p>【関東営業所】 埼玉県久喜市南1丁目9-37 栗原ビル1階</p>
資 本 金	7,000万円
従 業 員 数	199人（2025年1月現在）
事 業 内 容	<p>一般貨物自動車運送事業 特別積合せ貨物運送事業 第一種利用運送事業 貨物運送取扱事業 倉庫業 賃貸業 産業廃棄物収集運搬業 緊急物資輸送出動事業 荷扱作業代行業務請負事業 不動産の賃貸並びに仲介</p>

(2)沿革

1962年8月	札幌市北1条西10丁目に武田ミサノ氏が武田商会として創業、医薬品配送業務を開始
1967年5月 6月	一般区域貨物自動車運送事業免許を取得 資本金300万円にて旭運輸有限会社を設立 代表取締役社長に武田信三郎氏が就任
1972年5月	札幌市西区山の手7条6丁目に本社移転《写真1》
1982年1月	札幌西濃運輸との業務提携により本州～北海道間における定温車貸切運送業務を開始
1984年6月	資本金1,200万円に増資
1985年4月	組織変更により旭運輸株式会社に社名変更 代表取締役社長に武田ミサノ氏が就任
1987年5月	札幌市内薬局薬店向け薬品配送業務を開始
1988年8月	滝川市本町1丁目に滝川営業所を開設《写真2》
1989年11月	本社社屋を札幌市手稲区曙2条4丁目に移転
1990年12月	一般貨物自動車運送事業許可取得
1992年11月	第1種利用運送事業許可取得
1993年10月	本社社屋を札幌市西区発寒15条14丁目に移転 同一敷地内に本社営業所を設立《写真3》
1994年6月	資本金3,000万円に増資
1995年10月	札幌市手稲区曙2条4丁目に曙営業所を開設
1996年6月	代表取締役社長に武田展明氏が就任
1997年5月	資本金7,000万円に増資
1998年2月 11月	倉庫業許可取得 特別積み合せ貨物運送事業許可取得
1999年4月	埼玉県久喜市中央1丁目に関東営業所を開設
2000年4月	札幌市北区新川5条20丁目2-10に新川発送センターを開設《写真4》
2001年9月	本社社屋を札幌市北区新川5条20丁目2-20に移転《写真5》
2002年1月	産業廃棄物収集運搬事業許可取得
2011年12月	滝川営業所にて安全優良事業所認定Gマーク取得
2012年8月	創業50周年《写真6》
2014年7月 12月	埼玉県八潮市に関東業務センターを開設 本社にて安全優良事業所認定Gマーク取得
2017年11月	本社新社屋を札幌市北区新川(旧社屋隣接地)にて替え竣工《写真7》
2021年4月 6月	関東営業所を現関東業務センターに移転統合 関東営業所を埼玉県久喜市南1丁目9-37に移転
2023年2月	代表取締役社長に武田祐幸氏が就任(現任)
2024年6月	新琴似倉庫を札幌市北区新琴似町254-2に竣工
2025年3月	「自動車運送事業者の働きやすい職場認証制度」 一つ星を取得

《写真1》



《写真2》



《写真3》



《写真4》



《写真5》



《写真6》



《写真7》



(3) 経営方針

旭運輸は、『北海道内の医薬品物流を支える』という理念のもと、創業以来 60 年以上にわたり医薬品物流専門会社として事業を行っている。

当社が保有する一般貨物車両の側面および後面に塗装された赤色のラインは、「旭日昇天（朝日が勢いよく天空に昇る）の勢いで会社を発展させたい」という、創業者・武田ミサノ氏の思いが込められている。また、「旭日昇天」には、前社長・武田展明氏の「いかなる障害にもめげないで前に進む」という意味も込められている。

当社は創業以来、医薬品の温度管理、衛生管理、セキュリティ管理、車両および運行時の安全管理などに注力し、北海道内全域への医薬品の安定輸送を通じて、ステークホルダーとの信頼関係を築き上げてきた。今後もこの信頼を基盤に、北海道の医療を物流面から支え、地域に密着した事業を展開することで、持続可能な社会の実現に貢献していく方針にある。



【出所：旭運輸提供】

(4) 事業概要

旭運輸は、医薬品物流の専門会社として北海道内全域をカバーし、医薬品の輸配送をはじめ、荷役、保管、流通加工業務など顧客ニーズに合わせたきめ細やかなサービスを提供している。

多くの医薬品メーカーや医薬品卸業者などの物流をサポートし、全国各地から集荷した医薬品を北海道内各地の医療機関へ迅速かつ安全に供給している。

<業務の流れ>



【出所：旭運輸提供】

¹ サードパーティ・ロジスティクス(Third Party Logistics)の略。荷主企業に代わり物流業務を包括的に引き受ける事業形態。

<輸配送ネットワーク>

① 本州各地⇒札幌

関東営業所（埼玉県久喜市）を本州方面の営業拠点とし、医薬品メーカーや3LP企業の物流センターで集荷した医薬品を、青函航路などのフェリーを利用して札幌市内の当社ターミナルへ輸送。

② 札幌⇒北海道内各地

当社ターミナルで各方面別に振り分けを行い、札幌市内および道内各地の納品先へ配送。遠方地域の一部は協力会社に配送を委託し、道内全域をカバーする医薬品輸配送ネットワークを構築。



<保有車両>

車種	台数
10t車両	3台
6t車両	8台
4t車両	27台
2t車両	9台
その他(1t・軽)	35台
合計	82台



▲10t車両



▲6t車両



▲4t車両



▲2t車両

【出所：旭運輸提供】

(5) サステナビリティ活動

旭運輸は、生命関連商品である医薬品を取り扱っているという責任から、薬事に関する諸規制に則った医薬品の温度管理、衛生管理、セキュリティ管理の徹底に加え、人材育成、車両の安全管理、非常時における事業継続体制（BCP）の構築などの取り組みを行っている。

① 環境面

■ 事業活動上の環境負荷低減

当社は、事業活動における環境負荷低減に向けて、アイドリングストップなどエコドライブの励行や保管庫を含む社内照明のLED化に取り組んでいる。また、2025年4月よりCO₂排出量の可視化を開始しており、今後はトラックや営業車を環境負荷低減車両に入れ替えるなどCO₂排出量の削減に向けた取り組みを進めていく方針にある。

② 社会面

■ 「働きやすさ」と「働きがい」が両立した職場環境づくり

当社は、従業員が安全かつ快適に働く職場環境づくりやワークライフバランスの推進に取り組んでおり、『働きやすい職場認証制度(運転者職場環境良好度認証制度)』²の一つ星認証を取得している。具体的な取り組みとして、当社の敷地内にトラック用の洗車場や燃料スタンドを設置し、ドライバーの勤務時間の短縮を図っているほか、ドライバーが十分な休息がとれるよう休憩室を設けている。また、従来は毎年5月から10月の期間に実施してきた「クールビズ（ノーネクタイ）」を、快適で働きやすい労働環境整備の一環として、2025年11月より「通年ノーネクタイ」としている。

福利厚生制度としては、永年勤続および連続無事故の表彰金制度や年間を通じて安全運転の上位者を表彰する制度など、ドライバーの安全運転に対するインセンティブを設けている。また、ICカード型の食事補助制度を導入しており、ドライバーが配送先や移動中の休憩時間に、場所や時間を問わず飲食店やコンビニエンスストアなどの飲食物の購入に食事補助が利用できる仕組みをとっている。さらに、自社で購入したプロ野球観戦シートを従業員が利用できる制度も設けており、モチベーション向上につながる取り組みを推進している。

■ 健康経営の推進

当社は、従業員が安心して働く職場環境づくりのため、健康経営の推進に注力している。2024年5月には『健康事業所宣言』を行い、具体的な取り組みとして、定期健康診断および特定保健指導の受診状況管理の徹底やインフルエンザ予防接種費用の補助などを行っている。今後は『健康経営優良法人』の認定取得を目指し取り組みを進める方針にある。

また、本社屋内にはAED（自動体外式除細動器）を設置しており、従業員や来訪客、近隣でAEDを必要とする事態が発生した場合に速やかに対応できるよう、使用方法などの社内研修も実施している。



【出所：旭運輸提供】

² 國土交通省が創設した制度。トラック、バス、タクシー事業者の職場環境改善に向けた取り組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者的人材確保の取り組みを後押しすることを目的としている。

■ 人材育成

当社は、「企業の発展には優れた人材が不可欠であり、従業員の成長や活躍が自社の持続的な成長につながる」という考え方のもと、人材育成にも注力している。ドライバーを対象とした安全運転教育として「乗務員・フォークリフト教育」を毎月実施し、VR 機器の 360° 動画コンテンツを使用した危険予知トレーニングなどを行っているほか、全従業員および協力会社も対象として薬事教育などを行う「教育研修会」を年 2 回実施している。

また、新入社員に対しては、管理者によるマニュアル・手順書教育や薬剤師による薬事教育に加え、指導乗務員による同乗研修を 1~3 ヶ月間実施し、積み降ろし・配送・集荷の方法や配送ルートおよびマナーの説明など、業務に慣れるまでのサポートを丁寧に行ってい

乗務員・フォークリフト教育



▲VR 機器本体



▲360°動画コンテンツ

教育研修会



【出所：旭運輸提供】

③ 経済・ガバナンス面

■ 医薬品の適正管理

当社は、全車両温度管理システムを導入し、リアルタイムな温度情報の把握に努めており、顧客からの要請に応じて温度管理日報をいつでも提示できる体制を構築している。

当社が保有している 2 t 以上の車両はすべて温度調整車両であり、トラック荷室の前後（2 t 車両は前方のみ）に冷凍機を搭載している。冷凍機のコントロールパネルは運転席に設置しており、運転中でもドライバーが荷室の温度把握・調節を隨時行える仕組みとなっている。また、冷凍機の点検は年 2 回、温度校正を年 1 回実施することで、配送中の温度管理の徹底に努めているほか、荷室後部にはリアカーテン（ロールカーテン）を取り付けており、扉開閉時の外気や雨・雪の侵入による急激な温度変化を防いでいる。

一般ターミナルについては、接車バース 40 ケ所すべてにドックシェルターを完備しており、接車時の外気や雨・雪の侵入を防止するとともに、ファンコイルを 23 台設置することで、厳冬期でも室温状態が維持できるようになっている。また、保冷保管庫には冷凍機を 8 機備え、2 時間毎に 4 機を交互に稼働させている。稼働中の冷凍機に不具合が生じた場合には、待機中の冷凍機を速やかに稼働させることで、温度維持できる体制となっている。

ターミナルや保冷保管庫には警報発報機能付きの温度測定器を設置し、5 分毎に庫内温度を自動記録するとともに、事務所 PC にてリアルタイムで確認可能な仕組みとなっている。また、温度が規定値を逸脱した際は、警備会社の警報装置と連動し、夜間や休日であっても管理者に即時電話連絡が行われる体制となっているほか、温度測定器の表示温度を毎日 2 回定期的に確認し、社内基準に基づき修理や入れ替えを都度実施することで、表示

温度の信憑性を高めている。

加えて、衛生管理の取り組みとして、車両や保管庫内をはじめ各施設内外の清掃や防虫防鼠の徹底に努めることで医薬品の品質・安全性を維持している。

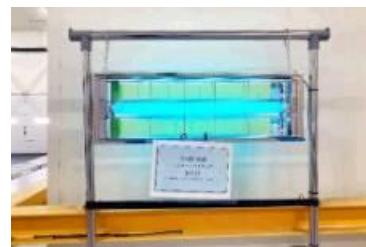
＜設備の一例＞



▲リアカーテン



▲ドックシェルター



▲防虫モニタリングトラップ

【出所：旭運輸提供】

■ 運送品質の向上

当社は、2022年6月に道路交通安全方針を策定し、全てのトラックにドライブレコーダーおよびバックカメラを装備するなど安全運転の取り組みを行っている。また、運行管理システムを導入し、ドライバーごとの運行データの収集・解析を通じて省エネ走行や安全運転の意識付けを図っているほか、品質マニュアルや手順書、作業指示書などの策定・励行により、輸送品質の向上に努めている。

■ セキュリティ管理

当社は、監視カメラを本社のターミナル内に104台、事務所内に9台、屋外に21台の計134台設置しており、約45日間分の録画データを保存している。深夜早朝帯には守衛を配置しているほか、警備会社との連携により24時間体制でセキュリティ管理を行っている。また、トラックの荷室扉は全てオートロックによる施錠管理を行っているほか、各施設の出入口は指静脈認証による入退室管理を行っている。

＜設備の一例＞



▲監視カメラ



▲モニター



▲指静脈認証装置

【出所：旭運輸提供】

■ BCP 対応

当社は、災害発生時などあらゆる状況においても安定した運送サービスの維持や早期再開を可能とすべく、BCP(事業継続計画)を策定し、定期的な訓練を実施している。具体的な設備として、トラックへの動態管理システムの導入により各車両の現在地を常に把握できる体制となっているほか、非常用自家発電機および自家用燃料スタンドを設置しており、発電機用の燃料を約 950 リットル、車両用の燃料は約 20,000 リットル備蓄している。災害発生などにより電力供給が停止した際は、非常用発電機が自動的に稼働を開始する仕組みとなっており、2018 年に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電（ブラックアウト）の際も非常用発電機の稼働や BCP の運用により、ほぼ通常通り事業を継続した実績がある。

<設備の一例>

▲動態管理システム



▲非常用自家発電機



▲自家用燃料スタンド

【出所：旭運輸提供】

2. サステナビリティ目標の設定

本ローンの取り組みにあたり、以下の重要課題の達成に向けたサステナビリティ経営の目標・KPIを設定した。

(1) サステナビリティ目標の設定

重 要 課 題	安心して働ける職場環境の実現	
取 組 内 容	更なる健康経営の推進	
目 標 ・ K P I	2026年までに健康経営優良法人の認定を取得し、以降継続する	
貢献する SDGs	 3 すべての人に 健康と福徳を	 8 働きがいも 経済成長も

(2) サステナビリティ目標の有意義性

本ローンの組成にあたり、旭運輸は「安心して働ける職場環境の実現」の重要課題（マテリアリティ）に基づき、自社の成長と持続可能な社会の形成を両立するための目標・KPIを設定した。以下、取組の有意義性を見ていく。

健康経営優良法人認定制度とは、健康経営に積極的に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、取引企業などから「従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む法人」として社会的評価を得られるよう整備された顕彰制度であり、「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2部門がある。

本制度の「中小規模法人部門」は、健康経営を全国に浸透させるため、特に地域の中小企業における取り組みを広げることが不可欠であるとの考え方のもと、個社にあった優良な取り組みを実施する法人を積極的に認定することで、健康経営の裾野を広げるツールと位置付けられており、自社の健康課題に応じた取り組みを実践し、地域における健康経営の拡大のために、その取り組み事例を発信することなどが求められている。認定取得のためには、「健康づくり担当者の設置」といった組織体制の整備や従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策といった社内制度・施策の実行などが要件とされている。

「健康経営」は、従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に実践することとされており、企業理念に基づき従業員への健康投資を行うことは、活力向上や生産性向上など組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や企業価値向上につながることが期待される。当社が健康経営優良法人の認定を取得し継続することは、従業員が心身ともに健康で安心して働くことができる職場環境の実現に寄与する取り組みであり、目標・KPIは有意義である。

＜健康経営優良法人 2026(中小規模法人部門)認定要件＞

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
				小規模法人特例	中小規模法人部門
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診		必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置 (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供		必須
3. 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%) ②受診勧奨の取り組み ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	必須
		ヘルスリテラシーの向上	④健康管理または従業員に対する教育機会の設定		
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み		
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	職場の活性化	⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み		
		仕事と治療の両立支援	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み ⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑨以外)		
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み ⑩高年齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み		
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ⑫食生活の改善に向けた取り組み ⑬運動機会の増進に向けた取り組み ⑭長時間労働者への対応に関する取り組み ⑮心の健康保持・増進に関する取り組み	左記⑪～⑯のうち2項目以上	左記④～⑩のうち2項目以上
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み		
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み 受動喫煙対策に関する取り組み		
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善		必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告）※誓約書参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送達されていること、等		必須

【出所：健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」『健康経営優良法人 2026(中小規模法人部門)認定要件』 https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/r7chu_ninteyoken.pdf (2025年12月8日最終閲覧)】

＜健康経営の取り組みによる効果のイメージ＞



【出所：健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」『健康経営とは』 https://kenko-keiei.jp/about/#about_kenko (2025年12月8日最終閲覧)】

株式会社北海道共創パートナーズ 会社概要

名 称	株式会社北海道共創パートナーズ
本社所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地 北洋大通センター13 階 代表 TEL : 011-596-7814
資 本 金	4,950 万円
株 主	株式会社北洋銀行
代 表 者	代表取締役社長 岩崎 俊一郎
事 業 内 容	①経営に関する問題点の調査・分析、改善案の企画・立案 ②企業戦略の立案、システムの構築および事業承継およびM & A に関する支援 ③人材育成のための研修業務 ④有料職業紹介事業（許可番号 01 ュ-300467） ⑤投資事業組合財産の運用及び管理 ⑥株式、社債又は持分その有価証券に対する投資業務 ⑦前各号に付帯関連するコンサルティング業務 ⑧前各号に付帯関連する一切の業務
沿 革	2015 年 8 月 株式会社日本人材機構 設立 2017 年 9 月 株式会社日本人材機構と株式会社北洋銀行の共同出資により 株式会社北海道共創パートナーズ設立 コンサルティング事業とプロフェッショナル人材のシェアリング 事業を開始 2018 年 10 月 有料職業紹介事業の許可を取得し、人材紹介事業に参入 2020 年 4 月 株式会社北洋銀行が株式会社日本人材機構の保有する株式を 取得し、100%子会社化 株式会社北洋銀行から M&A 事業を移管 2023 年 4 月 経営コンサルティング事業の中の補助金コンサルティングを 補助金事業部として事業部化

留意事項

本文書は、貸付人が借入人に対して実施する「サステナブル経営支援ローン」に際し、借入人のSDGs経営とサステナビリティ目標の有意義性に対する第三者意見を述べたものです。

本文書に記載された情報は、現時点で入手可能な公開情報、借入人から提供された情報や借入人へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、当該情報の正確性、実現可能性、将来における状況への評価を保証するものではありません。

HKPは当文書のあらゆる使用に起因して発生する全ての直接的、間接的損失や派生的損害については、一切義務または責任は負わないものとします。

本文書に関する一切の権利はHKPに帰属します。HKPの事前の許諾無く、本文書の全部または一部を自己使用の目的を超えて使用すること（複製、改変、翻案、頒布等を含みます）は禁止されています。

【独立性】

HKPは、北洋銀行グループに属しており、北洋銀行および北洋銀行グループ企業との間および北洋銀行グループのお客さま相互の間における利益相反のある取引等に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないように、適切に業務を遂行いたします。

また、本文書にかかる調査、分析、コンサルティング業務は北洋銀行とは独立して行われるものであり、北洋銀行からの融資に関する助言を構成するものでも、資金調達を保証するものでもありません。

【第三者性】

借入人とHKPとの間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係などの特別な利害関係はありません。